

2020年4月1日

## 【公的研究費の管理・監査体制と不正防止について】

白百合女子大学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うように努めてまいります。

### ■機関内の責任体系の明確化

- ・ 本学における研究費等の管理運営・監査については、学長を最高管理責任者として公的研究費等外部資金（以下「公的研究費」）の運営・管理を行います。
- ・ 学長に指名された副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括します。また、研究科長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館長、事務局長、総務部部長は、コンプライアンス推進責任者として本学の公的研究費の運営・管理します。

### ■関連文書（学内規程・ガイド等）

（白百合女子大学）

[白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程](#)

[白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程](#)

（文部科学省）

[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）](#)

### ■不正に関する通報窓口

公的研究費に関する不正行為に関する相談や告発を受ける窓口を設置しております。

[相談通報窓口]

〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘 1-25 白百合女子大学 事務局長室

[Tel:03 \(3326\) 5144 \(内線 1626\)](tel:0333265144)

[通報事項]

- ・ 通報者の氏名（匿名可）・連絡先
- ・ 告発対象者
- ・ 不正行為の内容
- ・ 証拠書類（有・無）

■お取引の皆様へ

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、お取引先様に対しても、機関（本学）の不正対策に関する方針及びルール等を周知し、また一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出も求めています。

お取引先の皆様におかれましても、趣旨をご理解いただき、誓約書等のご提出をお願いした際はご協力をお願いいたします。

以上